

更生保護法人滋賀県更生保護事業協会 事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第13条の定めにより置かれる更生保護法人滋賀県更生保護事業協会（以下「本会」という。）の事務局の事務処理の基準その他組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職 員 等)

第2条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務係

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第3条 事務局職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。
- (3) 事務係は、事務局長の命を受けて、業務を行う。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、常務理事及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長または理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第6条 理事長、常務理事又は事務局長が出張等により不在である場合におい

て、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(細 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和2年3月13日から施行する。